

2 庶務諸給与事務

(4) 住居手当の認定誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
教育委員会事務局 学校総務サービス課	<p>岸和田市立八木南小学校A教員は、平成22年6月から住居手当を申請し、認定されていたが、支給の対象とならない共益費の月額を誤って家賃の月額と合算し申請していたため62,900円の過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="477 583 1243 743"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年6月～平成25年6月</td> <td>895,400円</td> <td>832,500円</td> <td>62,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 20,400円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成22年6月～平成25年6月	895,400円	832,500円	62,900円	<p>速やかに必要な是正措置を講じ、小中学校職員に関係規定等の周知徹底を図るとともに、認定時関係書類等の確認を十分に行うよう認定者(校長)を指導されたい。</p> <p>【職員の給与に関する条例】 第13条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 1 自ら居住するため住宅を借り受け、月額1万2千円を超える家賃を支払っている職員</p>	<p>是正を求められた職員の住居手当については、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、平成25年7月に返納の措置を講じた。</p> <p>認定事務適正化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を周知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図る。 2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するように指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より、一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図る。 3 事務担当職員研修の際に今年度監査に関する検出事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導するなど、効果的な研修の実施に努める。
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成22年6月～平成25年6月	895,400円	832,500円	62,900円								